

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号の 17



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

県立病院局企業管理規程

○県立病院局文書規程等の一部を改正する規程(※)

(県立病院課取扱い) 1

県立病院局企業管理規程

県立病院局文書規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 6 号

(県立病院局文書規程の一部改正)

第 1 条 県立病院局文書規程（平成18年鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 2 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第12条第 2 項中「県文書規定」を「県文書規程」に改める。

第24条第 4 項中「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 1 項」に改め、「同条第 2 号」を削る。

第34条第 1 項ただし書中「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例（平成14年鹿 児 島 県 条 例 第 67 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項及び鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例（令和 4 年鹿 児 島 県 条 例 第 33 号）第 2 条」に改める。

第36条第 5 項第 5 号中「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例」を「個人情報の保護に関する法律及び鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例」に改める。

(県立病院文書規程の一部改正)

第 2 条 県立病院文書規程（平成18年鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 3 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 6 条 第 3 項 第 1 号 ア 中「第 4 項」を「次項」に改める。

第27条第 4 項中「第 4 条第 8 号」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第38条第 1 項ただし書中「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例（平成14年鹿 児 島 県 条 例 第 67 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項及び鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例（令和 4 年鹿 児 島 県 条 例 第 33 号）第 2 条」に改める。

第40条第 5 項第 5 号中「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例」を「個人情報の保護に関する法律及び鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例」に改める。

(県立病院事業管理者が行う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第 3 条 県立病院事業管理者が行う個人情報の保護に関する規程（平成18年鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 6 号）の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

本則中「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例（平成14年鹿 児 島 県 条 例 第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鹿 児 島 県 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例（令和 4 年鹿 児 島 県 条 例 第 33 号）」に、「鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例 施 行 規 則（平成15年鹿 児 島 県 規 則 第 1 号）」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号），個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号）及び鹿 児 島 県 個

人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年鹿児島県規則22号」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。